

一般財団法人鳥取県サッカー協会

新型コロナウイルス感染対応版 事業実施に関するガイドライン（2021年3月版）

■参照文書

◎公益財団法人日本サッカー協会

| [JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン 最新版](#)

○スポーツ庁

| [社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)

○公益財団法人日本スポーツ協会

| [スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)

○鳥取県 [鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画](#)

○鳥取県教育委員会 [鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン](#)

1. ガイドライン策定の目的

サッカーファミリーが安心して安全に生活やサッカー活動ができるために策定する。

- (1) 「感染拡大防止」という目的で対応を定める
→ 自身が感染すること以上に他者への感染拡大を抑制する
- (2) サッカーで「集団感染(クラスター)をつくらない」
→ 人が集まる、人を集める作用を制限する
- (3) 「自覚症状がない感染者が感染を拡大させる危険性」を軽減する
→ 自覚のない感染に配慮し、衛生管理や健康管理への留意を啓発する

2. 事業実施のポイント

- (1) サッカーに関わるすべての人に感染拡大が及ばない対策をみんなで徹底する
- (2) 集団感染(クラスター)の発生原因となりやすいといわれる「三つの密」の設定をしない
①密閉空間で換気が悪い②近距離での会話や発生がある③手の届く距離に多くの人がいる
- (3) 会話する際には、相手からできるだけ離れることを意識し行動する
- (4) 参加者同士の接触機会を最小限に抑えるように努力する
- (5) 参加については、個人やチームの参加意思のもと参加者の責任において参加する
- (6) 参加者の体調や参加者自身の意思に応じて参加できないことを認める
- (7) 感染が疑われたり発生したり場合は速やかに対応する
- (8) 開催する市町村、施設の対策に従う
- (9) 開催日までに、政府または行政機関等から諸活動に対する自粛要請等が発せられた場合は中止または延期の対応をとること

※会場内での出来得る感染対策

具体例:手指消毒液の設置、未着用者へのマスクの用意、人同士が接触しない程度の距離を開ける措置(人の導線、椅子の設置等)など

3. 事業開催の流れ

	<p>1. 各種ガイドラインや行動計画を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン ・開催する市町村や施設管理者、各機関が示すガイドラインや注意事項等
	<p>2. チェックリストに記載してある項目に注意しながら計画を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種別や会場等の規模に応じて柔軟な感染拡大防止対策を取る ・夏季においては感染対策と暑熱対策についても考慮する
	<p>3. 「感染対策責任者」を決める</p> <p>※大会全体の責任者や、会場ごと、開催日ごとに明確にする。</p>
3週間前	<p>〈感染拡大期の場合〉</p> <p>4. 開催に関する申請書を作成し、提出する。</p> <p>流れ: 委員長 → (種別担当理事) → 事務局 → 専務理事 → 会長承認 (小規模の開催については委員長が確認・承認を行う 7/17展開済)</p>
2週間前	<p>5. 参加者へ連絡をおこなう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康チェックシート等を用いて参加者の健康管理を促す(提出含め) ・観戦等の来場者が把握できるようにする
	<p>6. 必要物品の準備や、感染状況の確認をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒剤、マスク等 ・鳥取県版新型コロナ警報の発令状況を確認する
前日 当日	<p>7. 事業の開催の最終判断をする。開催する場合は当日の運営をする</p> <p>安心安全が確認されない場合は躊躇なく延期や中止の判断をする</p>
終了後	<p>8. 報告・提出(保管)をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康チェックシート(参加者分=選手・スタッフ、審判員、運営者) ※2週間保管後、速やかに個人情報書類として裁断廃棄 ・写真によるレポート(気になった箇所や相談等)
	<p>9. 感染が疑われたり発生したりした場合の対応</p> <p>(1) 近隣の接触者相談センターや所管の保健所に問い合わせる</p> <p>(2) サッカー協会への連絡</p> <p style="margin-left: 20px;"> 当事者/チーム代表者 ↓ 会議/大会の感染対策責任者 → 種別委員長 → 協会事務局 → (専務理事/会長) → JFA ↓ 他の参加者や借用施設等 </p> <p>(3) 事業開催期間中に参加者の中から感染者が出た場合は、当該の事業を中断または中止し取り扱いを決定する</p> <p>(4) 感染した経路に特定された場合は、保健所の対応に協力する</p>